※委任状は必ず全て委任者が自筆で記入してください。

注意点

(必ずお読み下さい)

※15歳未満のみの住所異動は必ず旧世帯主と新世帯主への電話確認が必要となります。

※委任状の記入内容に**不備があれば委任者へ電話確認することがございます**。連絡が取れない場合は手続きが出来ない場合がありますのでご了承ください。

※窓口にて手続きする際、本人確認を致しますので、代理人は公的機関が発行した身分証明書を必ず持 参ください。本人確認が出来ない場合は、受付することができません。

委任状(市民課用)

		記入日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
【委任者】 (頼んだ方)	氏 名	宜野湾 タロウ
	住 所	宜野湾市野嵩1丁目1一1
	生年月日	(大曜・平) 〇〇年 〇月 〇日
	電話番号	090-ΔΔΔΔ-ΔΔΔ
	代理人との関係	兄
【代理人】	氏 名	宜野湾ハナコ
	住 所	宜野湾市上原1丁目△一△

下記の住民異動、住民票・戸籍証明書発行及びこれに伴う手続きに係るすべての権限を委任します。 ※委任しない項目は横線で消して下さい。

)

- 転入(他市・海外から宜野湾市へ入る)
- 転居(官野湾市内でのお引越し)

※転入・転居で先に住所登録をしている方がいる場合、住所登録確認書の提出が必要となります。

- 転出(宜野湾市から市外・海外へ出る)
- その他の住民異動に係る手続き(
- ・住民票の写し等の取得に関すること
- 戸籍の証明書の取得に関すること

※住民票にマイナンバー・住民票コードを記載する、戸籍の附票に住民票コードを記載する場合は、 委任者宛へ郵送します。(代金本人負担・転送不可)

委任状の偽造または、偽造した委任状を行使し虚偽の届出をした場合は、刑罰の対象になります。

(刑法第159条及び161条、戸籍法第135条、住民基本台帳法第46条及び第52条)